

2023年度個別指導の実施結果が開示

県保険医協会では、2023年度(令和5年度)に長野県内で実施された個別指導、監査、施設基準調査等の実施状況について、関東信越厚生局(長野事務所)に情報開示請求を行い、資料を入手した。その中から、医科(病院・診療所)、歯科の個別指導及び施設基準調査の結果についてまとめた。表4、5の経年変化は協会で行った開示請求に基づき編集部で作成したもの。

高点数による指導は実施されず

2023年度の新規以外の個別指導は表1のとおり医科9件、歯科10件が選定され、全て計画通り実施された。高点数による個別指導については、1月発出の厚労省事務連絡で示された通り、選定・実施ともにされなかった。

医科

新規個別指導の12.5%が再指導

32件中17件に自主返還の求め

医科の新規個別指導は、2022年4月～2023年1月に新規指定された診療所32件に対し、2023年5月～2024年2月にかけて実施された。

指導結果(表2)は、概ね妥当2件、経過観察26件、再指導4件。再指導となった割合(以下、再指導率)は12.5%で前年度(16.1%)より微減となった。

自主返還は、17件に対して求められ、同年度中に16件(返還金額:計767,523円)が返還している。

情報提供による個別指導2件実施

医科の新規以外の個別指導では「情報提供」による個別指導が病院と診療所でそれぞれ1件ずつ実施された。情

報提供による個別指導とは、厚生局等に対して診療内容や診療報酬請求に関する情報の提供があり、指導を要すると認めた場合に行われるもの。情報提供元として保険者、審査支払機関、患者、医療従事者などがあげられる。

「再指導」による個別指導は病院で1件、診療所で5件実施、「その他」の理由による個別指導は診療所で1件実施された。「その他」の選定理由では、個別指導が未実施で医療機関が廃止となり、遡及指定した場合等が対象とされている。

新規以外の個別指導の指導結果は、経過観察6件、再指導1件だった。自主返還は病院1件、診療所3件で求められ、同年度中に全件(返還金額:965,460円)の返還が完了した。

また、病院と診療所でそれぞれ1件ずつ「中断中」となった。中断の理由は開示資料からは不明だが、一般的には持参物の不足等の理由により予定時間内に指導が完了できない場合、後日改めて指導を行うことを前提に、当日の指導を一旦取り止められた場合が該当する。今回のケースは23年度中に完了していないため2024年度に再開されるものと考えられる。

— 自主返還とは —

個別指導の結果、診療内容又は診療報酬請求に関して不当な事項が確認された場合、自主点検を行ったうえで該当箇所の診療報酬を返還するように求められる。

【自主返還の対象となるレセプト】

- ・新規個別指導の場合：指導に用いられたレセプトのみ
- ・新規以外の個別指導の場合：指導月前1年分の全患者のレセプト

— 個別指導の指導結果の種類 —

- ・概ね妥当…当該指導は終了となる。
- ・経過観察…レセプトによる経過観察が概ね半年～1年間行われ、改善が見られた場合は当該指導を終了、改善が見られない場合は再度、個別指導の選定対象となる。
- ・再指導…概ね1年以内に再度、個別指導が実施される。
- ・要監査…不正や著しい不当が疑われる場合や、度重なる個別指導で改善が見られない場合などは、監査が実施される。

表4. 医科の個別指導(新規含む)の指導結果の経年変化

年度	件数	指導結果				中断	再指導率(%)
		概ね妥当	経過観察	再指導	要監査		
2018年度	79	17	53	9	0	(1)	11.4%
2019年度	52	10	37	5	0	0	9.6%
2020年度	41	2	35	4	0	0	9.8%
2021年度	30	2	22	6	0	0	20%
2022年度	37	4	26	7	0	0	18.9%
2023年度	41	2	32	5	0	2	12.2%

※中断件数の()は年度内に再開し終了した件数

※新型コロナウイルスの影響により、高点数による個別指導については2020年度は選定件数の約半数を実施、2021～2023年度は実施なし。

表1. 2023年度個別指導(新規以外)の選定件数と実施件数

区分		情報提供		再指導		高点数		その他		計	
		選定	実施	選定	実施	選定	実施	選定	実施	選定	実施
医科	病院	1	1	1	1	0	0	0	0	2	2
	診療所	1	1	5	5	0	0	1	1	7	7
	医科計	2	2	6	6	0	0	1	1	9	9
歯科		0	0	8	8	0	0	2	2	10	10

指導に伴う患者調査は、機関等、患者等ともに実施なし。

表2. 【医科】個別指導・新規個別指導結果

区分		実施件数	指導結果				中断
			概ね妥当	経過観察	再指導	要監査	
新規個別指導	診療所	32	2 (6.3%)	26 (81.2%)	4 (12.5%)	0	0
個別指導	病院	2	0	1	0	0	1
	診療所	7	0	5	1	0	1
	計	9	0	6 (66.7%)	1 (11.1%)	0	2 (22.2%)

病院の新規個別指導は0件

表3. 【歯科】個別指導・新規個別指導結果

区分	実施件数	指導結果			
		概ね妥当	経過観察	再指導	要監査
新規個別指導	18	0	15 (83.3%)	3 (16.7%)	0
個別指導	10	0	7 (70.0%)	3 (30.0%)	0

歯科

新規個別指導の再指導率は16.7%

18件中13件に自主返還の求め

歯科の新規個別指導は、2022年3月～2023年1月に新規指定となった18件に対し、2023年5月～2024年2月にかけて実施された。

指導結果(表3)は、経過観察15件、再指導3件だった。再指導率は16.7%で前年度(30.8%)より減少している。

自主返還については指導結果が「経過措置」を含む13件で求められ、同年度中に12件(返還金額:104,104円)が返還している。

新規以外では10件中3件が再指導

歯科の新規以外の個別指導では、「再指導」によるもの8件、「その他」によるものが2件の計10件実施された。指導結果は7件が経過措置、3件が再指導となった。

自主返還は9件で求められ、同年度中に6件(返還金額:505,556円)が返還している。

適時調査

施設基準調査(適時調査)は、新型コロナウイルスの影響により2021年度までは緊急の場合を除き中止または自己点検のみとされてきたが、2022年度から実地調査を再開している。2023年度は計画数70件(医科病院)に対し45件が実施された。自主返還は2件(返還金額:47,090円)が返還している。

適時調査の返還については、通常前回の適時調査時点まで遡って返還することとなっているが、2021年度に自己点検結果報告書が提出し「適」となった医療機関については、2021年7月以降が返還対象とされている。

個別指導の相談は協会まで

県保険医協会では、会員からの指導相談に随時対応しています。指導時の心構えや当日の持参物等、不明な点や不安なことがあれば協会までお問合せください。特に実施通知を受け取った場合は、事前準備に十分な時間を確保できるように、早めのご連絡をお願いします。

また、個別指導時には録音や弁護士帯同も認められており、弁護士帯同に関わる費用の助成も行っています。

法律相談をご利用いただけます

県保険医協会では弁護士と顧問契約しています。会員の先生は電話相談を無料でご利用いただけます。(電話相談以上をご希望の場合は個別にご契約となります)保険医協会からお取次ぎしますのでまずはご連絡下さい。

表5. 歯科の個別指導(新規含む)の指導結果の経年変化

年度	件数	指導結果				中断	再指導率(%)
		概ね妥当	経過観察	再指導	要監査		
2018年度	49	1	42	6	0	0	12.2%
2019年度	48	7	32	9	0	1	18.8%
2020年度	37	3	29	5	0	1	13.5%
2021年度	12	1	7	4	0	0	33.3%
2022年度	19	0	11	8	0	0	42.1%
2023年度	28	0	22	6	0	0	21.4%